

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名          |
|-------|---------------|
| 21    | 生活保護法施行に関する事務 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

品川区は、生活保護法施行に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを最大限軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

東京都品川区長

## 公表日

令和7年3月14日

# I 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

|          |   |
|----------|---|
| ①事務の名称   | 生活保護法施行に関する事務   |
| ②事務の概要   | <p>生活保護法は、国民のすべてに最低限度の生活を保障する憲法第25条に基き、国民が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助成することを目的とする。</p> <p>そのため、生活保護法19条に基き、次に掲げる者に対して、保護を決定し、かつ実施するものとする。</p> <p>一. その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者<br/>二. 居住地がないか、又は明らかでない要保護者であって、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有するもの</p> <p>(ただし、居住地が明らかであっても急迫した状況下にいるもの、救護施設、更生施設に入所したもの、私人の家庭に養護をうけているもの、介護老人福祉施設に入所しているものも含む)</p> <p>なお、生活保護法第27条において、保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる。よって、下記の事務すべてにおいて特定個人情報を取り扱う。</p> <p>①保護実施前の面接相談<br/>②保護の申請に係る資格についての審査<br/>③保護の開始若しくは変更決定<br/>④保護の停止若しくは廃止決定<br/>⑤就労自立給付金の申請の受理、その申請に係る事実についての審査及びその申請に対する応答<br/>⑥保護に要した費用の返還手続<br/>⑦保護に要した費用の徴収手続<br/>⑧医療扶助オンライン資格確認に関する事務<br/>(1)生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバーへの特定個人情報連携<br/>(2)医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理に関する事務<br/>(3)医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認に関する事務<br/>(4)医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等に関する事務</p> <p>なお、(2)～(4)については、社会保険診療報酬支払基金へ委託する事務である。</p> <p>⑨被保護者健康管理支援事業に関する事務<br/>⑩進学準備給付金の申請の受理、その申請に係る事実についての審査及びその申請に対する応答</p> |
| ③システムの名称 | システム1:生活保護システム<br>システム2:番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)<br>システム3:中間サーバー<br>システム4:生活保護等版レセプト管理システム<br>システム5:統合専用端末<br>システム6:医療保険者等向け中間サーバー  |

## 2. 特定個人情報ファイル名

生活保護システム データベースファイル

## 3. 個人番号の利用

|        |  |
|--------|--|
| 法令上の根拠 | <p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)<br/>(平成25年5月31日法律第27号)<br/>第9条第1項 別表第23の項</p> <p>2.. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成25年5月31日号外法律第27号) 第15条</p> <p>3. 生活保護法(昭和25年5月4日法律第144号)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・第19条(生活保護の実施)</li><li>・第24条(生活保護の申請に係る事実についての審査)</li><li>・第25条(職権による生活保護の開始若しくは変更)</li><li>・第26条(生活保護の停止若しくは廃止)</li><li>・第55条の4(就労自立給付金の申請の受理、その申請に係る事実についての審査及びその申請に対する応答)</li><li>・第55条の5(進学準備給付金の申請の受理、その申請に係る事実についての審査及びその申請に対する応答)</li><li>・第55条の8(被保護者健康管理支援事業)</li><li>・第55条の9(被保護者健康管理支援事業の実施のための調査及び分析等)</li><li>・第63条(保護に要する費用の返還)</li><li>・第77、78条(徴収金の徴収)</li></ul> |
|--------|--|

| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携                                  |   |
|---|---|
| ①実施の有無  | [ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt;<br/>1) 実施する<br/>2) 実施しない<br/>3) 未定</span>  |
| ②法令上の根拠   | 番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令<br>【情報照会の根拠】<br>第2条表第42、43、161、162の項<br>【情報提供の根拠】<br>第2条表第13、14、18、20、28、37、40、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、161、167、168、169、170、171、172の項 |
| 5. 評価実施機関における担当部署   |   |
| ①部署   | 福祉部生活福祉課  |
| ②所属長の役職名  | 生活福祉課長  |
| 6. 他の評価実施機関   |   |
| なし  |   |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求                                    |   |
| 請求先   | 〒140-8715<br>東京都品川区広町2丁目1番36号<br>品川区役所 福祉部 生活福祉課 保護事務係  |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ                                  |   |
| 連絡先   | 03-5742-6713  |
| 9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ ]適用した</span> |   |
| 適用した理由  |   |

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                |  |
|------------------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人が       | [ 1万人以上10万人未満 ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt;<br/>1) 1,000人未満(任意実施)<br/>2) 1,000人以上1万人未満<br/>3) 1万人以上10万人未満<br/>4) 10万人以上30万人未満<br/>5) 30万人以上</span> |
| いつ時点の計数か               | 令和7年3月3日 時点  |
| 2. 取扱者数                |  |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [ 500人未満 ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt;<br/>1) 500人以上 2) 500人未満</span>  |
| いつ時点の計数か               | 令和7年3月3日 時点  |

| 3. 重大事故                                |                                   |
|--|-----------------------------------|
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ] <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし |

### III しきい値判断結果

| しきい値判断結果                 |
|--------------------------|
| <b>基礎項目評価の実施が義務付けられる</b> |

### IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類                           |  |
|---|--|
| [ 基礎項目評価書 ]                                     | <選択肢><br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書<br><br>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)          |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                          | [ 十分である ] <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 3. 特定個人情報の使用                                    |  |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か      | [ 十分である ] <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |

|   |   |   |
|---|---|---|
| <b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b>                         |   | [ ]委託しない  |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か                           | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| <b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> |   | [ ]提供・移転しない                                       |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か                            | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| <b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b>                        |   | [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)                         |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                              | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か                               | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| <b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>                              |   |   |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か                         | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| <b>8. 人手を介在させる作業</b>                                |   | [ ]人手を介在させる作業はない                                  |
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か                               | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 判断の根拠   | 4情報を基に、本人に相違ないことを、本人に対する聴聞において実施したうえ、複数人による目視での点検を経たうえで実施することを徹底している。 |   |
| <b>9. 監査</b>  |   |   |
| 実施の有無   | [ <input type="radio"/> ] 自己点検  | [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査           |

| 10. 従業者に対する教育・啓発                           |  |
|--|--|
| 従業者に対する教育・啓発                               | <p>[ 十分にしている ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;<br/>           1) 特に力を入れて行っている<br/>           2) 十分にしている<br/>           3) 十分にしていない</p>  |
| 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する |  |
| 最も優先度が高いと考えられる対策                           | <p>[ 9) 従業者に対する教育・啓発 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;<br/>           1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策<br/>           2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策<br/>           3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策<br/>           4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策<br/>           5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)<br/>           6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策<br/>           7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策<br/>           8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策<br/>           9) 従業者に対する教育・啓発</p> |
| 当該対策は十分か【再掲】                               | <p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;<br/>           1) 特に力を入れている<br/>           2) 十分である<br/>           3) 課題が残されている</p>  |
| 判断の根拠                                      | <p>「特定個人情報取扱実施手順」に従い、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員を含む。)等に対し、当該取り扱い基準の遵守を求めるとともに、情報セキュリティ研修を全職員向けに行っている。</p>  |

## 変更箇所

| 変更日       | 項目                           | 変更前の記載   | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明             |
|-----------|------------------------------|--|---|------|-----------------------|
| 令和3年2月1日  | 対象人数                         | 1,000人以上1万人未満  | 1万人以上10万人未満   | 事前   | 公表前に軽微な修正を実施          |
| 令和5年6月29日 | 1. 個人情報ファイルを取り扱う事務(②事務の概要)   |  | 特定個人情報を取り扱う事務について⑧・⑨を追記   | 事後   | 医療扶助オンライン資格確認の導入に伴う修正 |
| 令和5年6月29日 | 1. 個人情報ファイルを取り扱う事務(③システムの名称) |  | システム4～6を追記  | 事後   | 医療扶助オンライン資格確認の導入に伴う修正 |
| 令和5年6月29日 | 3. 個人番号の利用                   |  | 生活保護法の第55条の8・9を追記   | 事後   | 医療扶助オンライン資格確認の導入に伴う修正 |
| 令和6年2月1日  | 1. 個人情報ファイルを取り扱う事務(②事務の概要)   |  | 特定個人情報を取り扱う事務について⑧(1)～(4)およびなお書きを追記   | 事後   | 医療扶助オンライン資格確認の導入に伴う修正 |
| 令和6年2月1日  | 1. 個人情報ファイルを取り扱う事務(②事務の概要)   |  | 特定個人情報を取り扱う事務について⑩を追記   | 事後   | 特定個人情報を取り扱う必要が生じたため   |
| 令和6年2月1日  | 3. 個人番号の利用                   |  | 生活保護法の第55条の5を追記   | 事後   | 特定個人情報を取り扱う必要が生じたため   |
| 令和7年3月3日  | 3. 個人番号の利用                   | 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)<br>・別表第1(15項) 別表第1省令15条1号<br>別表第1(15項) 別表第1省令15条4号<br>・別表第1(15項) 別表第1省令15条2号<br>別表第1(15項) 別表第1省令15条5号<br>・別表第1(15項) 別表第1省令15条3号<br>別表第1(15項) 別表第1省令15条6号<br>2. 生活保護法(昭和25年5月4日法律第144号) | 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)<br>第9条第1項 別表第23の項<br>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成25年5月31日号外法律第27号) 第15条<br>3. 生活保護法(昭和25年5月4日法律第144号)                     | 事後   | 法改正による                |
| 令和7年3月3日  | 情報提供ネットワークシステムによる情報連携        | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)<br>・別表第二26項枝番4 地方税関係情報 個人住民税情報<br>・別表第二26項枝番1 医療保険給付関係情報  | 番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令<br>【情報照会の根拠】<br>第2条表第42、43、161、162の項<br>【情報提供の根拠】<br>第2条表第13、14、18、20、28、37、40、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、161、167、168、169、170、171、172の項 | 事後   | 法改正による                |
| 令和7年3月3日  | II-1. 対象人数 いつの時点の計数か         | 令和5年12月1日時点  | 令和7年3月3日時点  | 事後   | しきい値再確認のため            |
| 令和7年3月3日  | II-1. 取扱者数 いつの時点の計数か         | 令和5年12月1日時点  | 令和7年3月3日時点  | 事後   | しきい値再確認のため            |
| 令和7年3月3日  | IV-8. 人手を介在させる作業             |  | 人為的ミスが人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か: 十分である判断の根拠: 4情報を基に、本人に相違ないことを、本人に対する聴聞において実施したうえ、複数人による目視での点検を経たうえで実施することを徹底している。  | 事後   | 様式変更による               |
| 令和7年3月3日  | IV-11. 最も優先度が高いと考えられる対策      |  | 最も優先度が高いと考えられる対象: 9) 従業者に対する教育・啓発<br>当該対策は十分か【再掲】: 十分である<br>「特定個人情報取扱実施手順」に従い、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員を含む。)等に対し、当該取り扱い基準の遵守を求めるとともに、情報セキュリティ研修を全職員向けに行っている。  | 事後   | 様式変更による               |